

【海外教育旅行の導入におけるマッチング事業】Q & A

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
	全体		マッチング結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。	【予定であり、変更することがあります。】 <マッチング結果公表まで> 令和6年7月17日 学校・地方公共団体公募締切 7月29日 旅行会社公募締切 8月20日 学校・地方公共団体=旅行会社選定期限 8月末目途 結果公表 なお、マッチング後のスケジュールに事務局や観光庁は関与いたしません。 ただし、今後、事後調査の一環として、実施状況についてヒアリングをする場合があります。
	全体		今回の公募（令和6年7月5日～令和6年7月17日/29日）終了後に二次公募の予定はあるか。	今年度、マッチング支援事業に二次公募の予定はありません。
	全体		公募の結果、想定されるマッチングの成立件数はどの程度か。	マッチングの応募件数が予想できないこともあり、マッチング成立件数の想定はしていません。
	全体		この事業に応募する学校や地方公共団体にはどんなメリットがあるのか。	新規に海外研修を検討する際に組手を広く公募できます。中小の旅行会社でもノウハウがある会社を発掘できる可能性があります。
	全体		マッチングに応募したら、必ずプログラム開発支援事業も実施する必要があるのか。プログラム開発支援事業は、マッチングを経ないと参加できないのか。	マッチング成立を受け、さらにプログラムの付加価値向上を目指す場合には、マッチングが成立した相手との連携を前提に、観光庁の「海外教育旅行のプログラム付加価値向上支援事業」への応募が可能です。 一方、当該支援事業への応募は必須ではなく、マッチング事業のみ利用し、支援事業と関わりなく連携して独自の取組を行うことも可能です。 既に学校または地方公共団体と旅行会社で新しい方面等への座組ができていのであれば、マッチング支援事業を経ずともプログラム付加価値向上支援事業への応募が可能です。
2	Ⅱ. 募集内容等	1. (1) 学校・地方公共団体	学校や地方公共団体が応募する場合、（マッチング不成立に備え）同時並行で入札手続を進めても問題ないか。マッチングが成立した場合、入札手続を省略することは可能か。	当事業は、海外教育旅行の導入や再開に向け、新たな提携先を開拓する場合を想定しており、実質的に入札手続の代替となり得るものです。マッチング成立時の入札の有無は、各組織で定める規定等に従ってください。 希望条件と提案の状況から、マッチング成立に至らない場合、別途入札手続を進めることは問題ありません。
	Ⅱ. 募集内容等	1. (2) 旅行会社	この事業は社としてマッチング登録される類の事業なのか、それとも支店単位で登録するものなのか	支店や事業所単位での登録が可能です。
2	Ⅱ. 募集内容等	2. (1) 学校・地方公共団体より応募	学校や地方公共団体が、応募の際に示した条件を、さらに追加することは可能か。	学校や地方公共団体からの条件の追加や変更は、エントリーのあった旅行会社に配信し、提案内容の検討期間を確保する関係上、学校及び地方公共団体の公募期間中に限り認めますが、公募期間終了後はお控えください。
4	Ⅱ. 募集内容等	2. (1) 学校・地方公共団体より応募	地方公共団体が応募する場合、海外教育旅行の参加者はどの範囲を想定すれば良いか。	地方公共団体が応募する場合の海外教育旅行の参加者は、当該地方公共団体の区域内にある中学校、高校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒に限られます。当該学校の教職員が引率で同行することは認められます。
4	Ⅱ. 募集内容等	2. (2) 旅行会社より応募	旅行会社は、マッチングへのエントリー希望のメールと、提案をまとめて提出するメールの2通を事務局に送る必要があるのか。	ご指摘の通り、まずエントリー希望のメールを事務局に送ることで、学校や地方公共団体の応募状況の受信が可能です。それらの条件を踏まえ、マッチングを希望する案件に対する提案を期限までに改めて事務局に送信いただく想定にしています。
4	Ⅱ. 募集内容等	2. (2) 旅行会社より応募	旅行会社の応募様式では、提案したい内容が十分記入できないため、欄を増やし、または別紙で補足することは可能か。	可能です。欄のサイズを拡大することやスライドの追加、補足資料の添付も可能です。ただし、提出先の容量及びセキュリティの関係上、メールでの送信容量は合計10MB以内に収まるようにしてください。
4	Ⅱ. 募集内容等	2. (3) マッチング	学校・地方公共団体の条件に提案し、選定に至ったものの、旅行会社から諸般の都合で辞退することはできないのか。	学校・地方公共団体による旅行会社の選定を踏まえ、連携先として両者で合意することでマッチング成立となります。その過程で、旅行会社の都合により辞退する場合も想定されます。そのため、学校・地方公共団体は次点の候補となる提案をした旅行会社を優先順位を付けて選定することができます。
7	Ⅱ. 募集内容等	3. マッチング後の流れ	マッチング成立後は、マッチング先と連携して海外教育旅行をいつまでに実施する必要があるのか。	マッチング後の海外教育旅行の実施時期に、特段の制約はございません。なお、事後的な調査として実施状況についてヒアリングする場合があります。

今後、必要に応じ当Q & Aを追加していく場合があります。